

秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱

令和4年3月

秋 田 県

1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本県における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、本県の教育、学術及び文化に関する総合的な施策について、その目標や方向性を定めるものであります。

2 対象とする期間

令和4年度から令和7年度までとします。

3 大綱の内容

令和4年度から4年間の県政運営の指針として策定した「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」が、大綱と同様の位置づけにあることから、同プランにおける関係部分（教育、学術及び文化に関する部分）を大綱に代えることとします。

※ 概要版は別紙のとおり

（大綱に代える部分）

【～大変革の時代～新秋田元気創造プラン】

- 戦略6 教育・人づくり戦略 目指す姿1～6 (P120～P136)

- 戦略3 観光・交流戦略 目指す姿3～4 (P68～P71、P78～P81)